

山形県被災建築物 応急危険度判定通信

応急危険度判定士の皆様には、被災地において、地元市町村又は県の要請により応急危険度判定を行い、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するための重要な役割を担って頂いています。

情報コーナー

山形県の応急危険度判定体制整備の取り組み

平成 7 年 1 月の阪神淡路大震災において建築士が活躍し重要性が認識された応急危険度判定活動の体制整備づくりは、全国被災建築物応急危険度判定協議会を中心に全国各都道府県で進められています。山形県においても、災害時に迅速かつ的確に判定活動を行うことができるよう以下のような取り組みを行ってきました。今後は連絡訓練を実施し、更に実効性のある体制を整備していくこととなりますので、判定士の皆様の御協力をよろしく申し上げます。

年度	体制整備	備考
7 年度	「山形県被災建築物応急危険度判定士認定制度要綱」を制定	7 年度から 10 年度まで講習会を実施し、官民の建築士等 1,000 名を判定士として認定。
9 年度	「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」を制定 「判定業務マニュアル」の作成	市町村、県、建築士会の役割等
10 年度	(社)山形県建築士会と「協定書」を締結 判定活動中の補償制度の整備 判定資機材の備蓄 「判定活動マニュアル」の作成	県と建築士会との協力体制 補償内容 死亡時 2 千万円/人 等 判定調査表、判定ステッカー等 判定士の行動基準、建築物構造種類別の判定方法
11 年度	「山形県応急危険度判定連絡会議」の開催	市町村、県、建築士会の連絡体制整備
12 年度 (予定)	平成 7 年度認定者 (537 名) の更新手続き 「山形県応急危険度判定連絡会議」の開催 判定士動員連絡訓練の実施	※ Q & A 参照 電話連絡訓練

問い合わせ先：山形県土木部建築住宅課建築指導係

TEL 023-630-2651 (FAX 2639)

発行/山形県土木部建築住宅課

山形県応急危険度判定実施概要報告

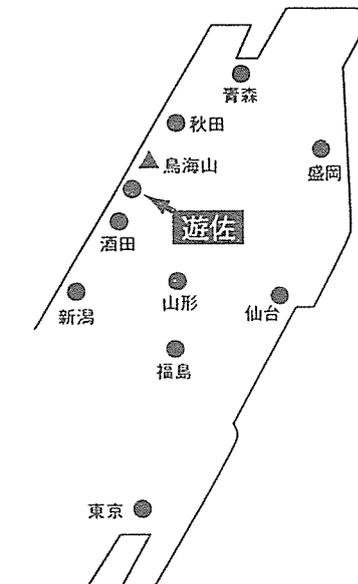
～「秋田県沖を震源とする地震」に対するの 山形県最初の応急危険度判定について～

桜井 信

山形県寒河江建設事務所建築課技術主査
(元 山形県土木部建築住宅課建築指導係長)

1. はじめに

平成11年2月26日の「秋田県沖を震源とする地震」において、秋田県境の山形県北部の遊佐町（図－1）で震度5強を記録した。遊佐町災害対策本部では、被災住宅に対して翌々日の28日に応急危険度判定作業の実施を決定し、山形県土木部建築住宅課へ判定作業の応援が要請された。翌3月1日に山形県から判定作業2班（県職員4名）を派遣し、被災住宅9棟に対して応急危険度の判定（要注意8棟、調査済1棟）を行った。以下に、「秋田県沖を震源とする地震」の被害概要と判定作業の経過等を報告する。



図－1 山形県遊佐町の位置

2-1. 「秋田県沖を震源とする地震」の概要

- ①発生時間 平成11年2月26日午後2時18分
- ②震央 地名 秋田県沖
(北緯39.2度、東経139.8度)
- ③震源の深さ 約20キロメートル
- ④規模 マグニチュード5.4 (推定)
- ⑤各地の震度 (震度4以上)
 - 震度5弱 山形県遊佐町 (一部で震度5強)、秋田県象潟町
 - 震度4 山形県酒田市、八幡町、平田町、秋田県仁賀保町、金浦町、矢島町、西目町、鳥海町、羽後町
- ⑥津波 地震による津波の心配はなし
- ⑦余震 2月28日に2回の地震が発生したが被害の報告なし

- (3月19日午後3時40分散)
- 午後2時35分 土木部 災害対策本部設置
- (3月2日午後4時解散)

2-3. 被害状況

- ①人的被害 なし
- ②建物被害
 - (1)全壊、半壊 なし
 - (2)住宅等の一部破損等
 - 遊佐町住家被害 217件
(町内全戸数5080戸の4.3%に相当)
 - ブロック塀、石塀等の倒壊等 19件
- ③道路被害 段差・亀裂発生、落石等 16カ所
- ④河川被害 河川法面崩落により河道埋塞 1カ所
- ⑤ライフライン被害
 - (1)NTT なし
 - (2)電力 地震直後に酒田市1038戸停電、26日午後

2-2. 防災関係機関の対応

- 午後2時18分 山形県 災害対策警戒班 (第2次) 設置
(3月1日午前9時に連絡会議に移行)
- 午後2時20分 県警察 災害警備本部設置
(同日午後3時55分警備対策室に移行)
- 午後2時25分 遊佐町 遊佐町地震災害対策本部設置

3時14分に完全復旧

(3)ガス なし

(4)上水道 最大時113戸断水、
27日午前9時45分に完全復旧

(5)輸送機関 JR羽越本線（鼠ヶ関～羽後本荘）で運転
見合わせ

午後10時38分完全復旧

⑥遊佐町の建物被害金額（確定報告）

公立文教施設	725千円
農林水産業施設	3,042千円
公共土木施設	8,043千円
その他の公共施設	15,841千円
商工被害	771千円
商工建物被害	1,000千円
被害総額	29,422千円

3. 応急危険度判定の実施経過

山形県土木部建築住宅課では地震発生直後から、公営住宅をはじめとする被害状況の情報収集に努めたが、午後6時までには被害は報告されなかった。この時点までに建設省住宅局防災対策室から応急危険度判定の可能性について問い合わせを受けたが、予定のない旨を回答している。

その後跋行的に建築物の被害が報告され、遊佐町災害対策本部から翌27日午後2時に県災害警戒班を経由して土木部災害対策本部に応急危険度判定作業についての照会があった。2月28日午後0時に遊佐町からの応急危険度判定を正式に要請され、山形県土木部から2班4名の県職員の判定士派遣を決定した。これは、本来は被災地付近の判定士の派遣が望ましいものの、県内で最初の事例であったため、機動的に派遣できる県職員の動員が適当と判断したためである。なお、平成10年度時点での山形県の判定士は1000名を登録していた。

判定コーディネーターの業務を平成7年の阪神大震災の応援判定に参加した筆者が担当し、最寄りの県出先機関である山形県庄内支庁建築課の職員3名の判定士の派遣を同日夕方までに手配した。なお、判定作業を担当する建築住宅課には、具体的な被害住宅の数について伝達されていなかったため、判定ステッカーや調査票を百枚単位で現地に持参している、（他に県建築住宅課に備蓄していた判定マニュアル、腕章、ヘルメットシールを携行）

3月1日午前9時に判定士3名を含む建築課職員6名に庄内支庁で判定作業について講習し、2次災害のおそれなければ内部調査を可能な限り実施すること等を確認。一方で現地の状況を対策本部である遊佐町総務課より収集した。町の被害調査によれば、被災住宅数十件のうちの10件前後についての判定が必要だが増加の可能性

もあるとのこと。

午後0時45分に遊佐町役場に到着し、要判定地区（4地区）・住宅について住宅地図等により説明を受ける。町職員が各班に1名同行し、要判定住宅の案内に協力してもらう。

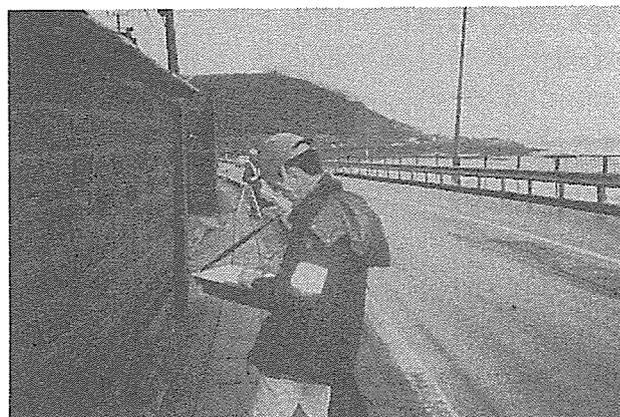
午後2時に判定作業を開始したが、判定基準を統一するため最初の一棟を2班合同で判定した。この時点から報道機関も多数同行し、判定現場にはかなりの人数が集中した。その後2班に分かれて判定作業を行い、午後4時までには、遊佐町災害対策本部の適切な案内により順詞に9棟（要注意8棟、調査済1棟）の判定作業を終了することができた。

4. おわりに

被災状況の実感としては、震度5弱（一部震度5強）を経験したとはいえ、擁壁破損による不同沈下が懸念される1棟を除けば、被災地区は強風の海岸地区であり、窓ガラスの破損も少なく、壁の亀裂や瓦のずれ等が目立つ程度であった。また、判定作業中は改修についての相談を受けることが多く、時には応急危険度判定を耐震改修・補強のための調査と期待する住民もあり、応急危険度判定の目的について周知するパンフレットの必要性を感じた。

本県では、判定結果ステッカーをA3判で作成していたが、携行する際あるいは屋外で調査票記入の際には二つ折りにすることが必要となるため、A4判の方が使いやすいというのが実感である。（特に強風や雨雪時の判定作業：図-2）

災害の規模が拡大・長期化した場合の実際の判定作業には、ボランティア判定士の導入や判定コーディネーターの比重が大きくなっていくが、本県では具体的な検討は今後の課題となっている。そのため、平成11年度に市町村、関係機関、建築士会等で構成する「山形県応急危険度連絡会議」を設置し、その中でより大規模な災害にも即応できる体制を整備していく予定である。



応急危険度判定作業状況

Q & A コーナー

<p>Q9 応急危険度判定士の登録はあるが、他県へ転動しました。転動先で活動したいのですが</p>	<p>A 応急危険度判定士は、原則として登録している都道府県等の派遣要請により判定業務に従事することになっているため、応急危険度判定士が登録都道府県外へ移転（転居・転勤等）し、移転後の都道府県で判定活動をしたい場合は、移転後の都道府県へ登録していただくことになります。</p> <p>その移転後の都道府県での登録については、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定められた「応急危険度判定士資格の相互認証に関する運用基準」により、原則として講習会等の受講が免除され、単なる登録申請等の事務手続きのみで登録できるようになっています。ただし、移転後の都道府県の登録要綱に定める資格要件に合わない場合は登録できません。また、移転前の登録の抹消手続きについては、移転前の都道府県の登録要綱に従ってください。</p> <p>なお、各都道府県の応急危険度判定士の登録要綱に定める資格要件は、各都道府県の応急危険度判定担当課の窓口や全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページでその内容を知ることができます。</p> <p>ホームページアドレス http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/Oukyu/Oukyu.htm</p>
<p>Q10 応急危険度判定士の登録は、今後、ずっと有効ですか</p>	<p>A 認定証の有効期間は5年ですので、認定年月日が平成8年1月17日の方は平成13年1月までに更新手続きが必要です。更新時期が近づいたら、県から更新の案内を送付しますので是非更新申請を行うようお願いいたします。</p> <p>その際、講習会の受講は不要です。</p>
<p>Q11 判定活動に参加するのに、どの程度の休暇を取ればよいのですか</p>	<p>A 応急危険度判定は、被災地において、地元市町村の判定実施計画に基づいて実施します。一人の判定士は原則連続3日間程度の活動及びその前後の移動日となっています。</p>
<p>Q12 判定を実施するに当たり、判断に個人差が出ないか不安があるのですが</p>	<p>A 被災建築物の調査判定は応急危険度調査判定マニュアルの要領により、応急危険度判定調査表を用いて、その調査表の各項目を選択し、その総合結果に基づき判定します。また、調査は二人一組によって行われるので、客観的な判定が行われることとなります。</p>
<p>Q13 判定実施中の余震が心配です。その危険の回避はどのようにしたらよいのですか</p>	<p>A 余震による危険性がある被災建築物の調査は、危険の及ばない相当の距離をおいて外観調査を行います。なお、外観調査においても、調査に気を取られて徐々に建築物に近づく傾向があるので注意が必要です。また、内観調査は場合によって危険が伴うので、調査者の安全が確実に図られる場合でかつ内観調査が必要と判断される場合のみ行います。余震等の緊急事態が発生した場合は、実施本部に連絡し、その指示を仰いでください。</p>
<p>Q14 判定後に大きな余震を生じた場合、「調査済」や「要注意」と判定した建築物が更に危険状態を増したかどうか心配になるのですが</p>	<p>A 判定ステッカーには判定日時が記載されているので、余震の大きさにより、判定実施本部の判断次第如何で再度判定する場合も有り得ます。</p>